

社長のための勉強

平成30年1月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

2018年度税制改正大綱

自民・公明両党は、2018年度税制改正大綱を決定公表しました。所得稅改革として、基礎控除を引き上げる一方で給与所得控除を引き下げる方向性が盛り込まれ全般的に個人の増稅が目立ちます。企業向け稅制では、賃上げや設備投資に積極的な企業の優遇稅制を実施し、さらに、中小企業の事業承継を後押しするための稅制が拡充されます。

**稅制改正ポイント**

法人	賃上げ稅制	大企業3%以上賃上げ 中小企業1.5%以上賃上げ …法人稅最大20%輕減	減稅
	中小企業支援	經營者の代替わり …株式に係る相続稅を全額猶予	減稅
	交際費の減稅	接待に使った交際費 …減稅措置を2年延長	減稅
個人	所得稅	年収850万円超のサラリーマン …給与所得控除を減額	増稅
	たばこ稅	稅率引き上げ …1本当たり3円増稅 …加熱式たばこを増稅	増稅
	森林環境稅	市町村の森林整備 …個人住民稅に年1,000円上乘せ	増稅
	国際觀光旅客稅	出国時に徴収 …1人1,000円	増稅

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください